

園児名

()さんの保護者の方へ

園における食物アレルギー対応について

園での食物アレルギーの給食対応は、誤食や誤飲による事故をおこさないことを最優先に考え、完全除去の対応としています。その他の対応については、以下のとおりですので、ご了承くださいますようお願いいたします。

1. 生活管理指導表の提出について

- (1) 給食での食物除去やアナフィラキシー対応など特別な対応が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。なお、指導表作成にかかる必要な経費については、保護者負担をお願いいたします。
- (2) 生活管理指導表に基づかない対応や食品除去は、お受けできません。
- (3) アレルギー疾患による特別な対応・給食を継続している期間は、最低1年に1回、生活管理指導表の提出をお願いいたします。

2. 給食・おやつの食物アレルギー対応について

(1) 園での完全除去とは・・・

症状の程度にかかわらず、アレルギーの原因となる食物をすべて除去します。除去する食物は、医師の診断(生活管理指導表)に基づき決定します。

鶏卵アレルギー

園では、鶏卵と鶏卵が入った食品を除去します。

鶏卵が入った食品の例: マヨネーズ、練り製品、ハムなどの食肉加工品、洋菓子、卵のつなぎ、卵を使った揚げ物の衣など

牛乳・乳製品アレルギー

園では、牛乳・乳製品、乳製品が入った食品を除去します。

乳製品の例: ヨーグルト、チーズ、バター、生クリーム、はつ酵乳、乳酸菌飲料、練乳、アイスクリーム、粉ミルクなど

乳製品が入った食品の例: パン、パン粉、洋菓子類など

※粉ミルクには、一般の粉ミルクとは別に、乳アレルギー用に加工されたアレルギー用ミルクや大豆乳などがあります。主治医に相談して適切なものを使用します。

小麦アレルギー

園では、小麦・小麦製品、小麦が入った食品を除去します。

小麦: 小麦粉(薄力粉、中力粉、強力粉)、デュラムセモリナ小麦

小麦製品の例: パン、うどん、麩、マカロニ、スパゲッティ、餃子の皮など

小麦が入った食品の例: 洋菓子類、ルウなど小麦を使った調味料など

その他のアレルギーについて

基本的な対応は、上記の食物と同じです。アレルギーの原因になる食物そのものと、その食物から作られる製品とその食物の入った食品が除去の対象となります。

- (2) 完全除去によって不足する栄養素は、ご家庭の食事において補っていただくようお願いいたします。また、ご家庭からの代替物資(食材料)の持込は、ご遠慮いただいております。
- (3) 園で使用する食器、調理器具は、使用前までに、十分に洗浄しますが、基本的に他の児童と共通のものとなります。また、アレルギー対応食も通常の給食と同一施設(園内の調理室)で調理します。そのため、食器や調理器具の個人専用化が必要・調味

【様式 4】裏

料、だし、添加物、油脂類の除去が必要・原材料表示の欄外表記(注意喚起表示)の対応が必要とされるような重症の食物アレルギー児の場合は、給食対応ができず、お弁当の持参をお願いすることとなります。

- (4)食物除去の解除は、保護者記載の書面申請【様式 5】となります。解除の際は、ご提出をお願いします。
- (5)毎月の献立表について、除去する食品を確認していただきます。期日までに担任の職員へお渡してください。
- (6)子どもの健康状況を毎日把握し、状況に応じて担任に報告してください。体調不良の場合にはアレルギー症状をひき起こしやすいので注意が必要です。

3. 緊急時等に備えた処方薬をお預かりする場合について

- (1)お預かりする薬(エピペン[®]含む)は、アレルギー疾患を診察している主治医が処方した薬に限ります。
- (2)薬(エピペン[®]含む)をお預かりする場合は、処方日、有効期限等について確認させていただきます。
- (3)毎日、毎食服用する薬の場合は、1回分の服用量が一目でわかるように分割するなどし、お預けください。
- (4)薬(エピペン[®]含む)の容器や袋に、お子さんの名前を書いてください。
- (5)「エピペン[®]」をお預かりする場合は、預かりを開始するまでに、主治医・保護者・園の3者間で、確認のため話し合いをさせていただきます。また、エピペン[®]預かりの情報について消防署へ情報提供させていただきます。ご協力をお願いします。

4. 緊急時の対応について

- (1)園では、お子さんの異変に気がついた場合、保護者の方へ連絡します。必ずどなたかに連絡が取れるようにお願いします。
- (2)緊急時は、初期対応し、内服薬があれば服用させ、安静を保ち、嚴重に経過観察をします。園では、症状が急変した(中等症以上の症状になった)場合は、救急車を要請し、連携病院(施設所在区外になることもあります)へ搬送します。
- (3)ただし、軽症レベルの発症であっても、「アナフィラキシーの既往がある」「誤食・誤飲・接触が明らかである」場合は、救急車を要請します。
- (4)エピペン[®]をお預かりしている場合は、必要時注射します。

5. その他(情報管理について)

- (1)園における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、生活管理指導表および緊急時個別対応票の内容等、お預かりした情報は、園の職員全員で共有させていただきます。

「園における食物アレルギー対応について」内容確認書

園側 署名欄	保護者 署名欄
上記の内容について説明いたしました。	上記の内容について説明を受け、その内容を理解し、園での対応に同意します。
令和 年 月 日	令和 年 月 日
園 名 _____	園 児 名 _____
園長 署名 _____	保護者署名 _____